

平成 27 年 度
行政 監 査 報 告 書

小 松 島 市 監 査 委 員

小 監 第 1 2 号
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

小 松 島 市 長 濱 田 保 徳 様

小松島市監査委員 井 関 勝 令
同 前 川 英 貴

行 政 監 査 の 結 果 に つ い て (提 出)

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき実施した平成 2 7 年度行政監査について、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、提出いたします。

目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の期間	1
4	監査対象	1
5	監査対象部局	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
8	監査の結果	2
	（1）指定管理の導入状況について	
	（2）指定管理者の指定手続き及び運用について	
	（3）監査結果	
9	監査意見	4

平成27年度行政監査報告書

1 監査のテーマ

「指定管理者制度について」

2 監査の目的

本市では、より効果的・効率的な施設管理を図ることを目的として指定管理者制度を導入しているが、導入から約10年近くが経過することから、同制度の現況を把握するとともに、指定管理にかかる事務の執行が適正に行われているか、制度の運用が適切なものかを検証することにより、指定管理者制度の適正かつ効果的な運用に資することを目的として監査を実施する。

3 監査の期間

平成27年10月29日

平成28年 2月 2日・ 3日

4 監査対象

平成27年9月末日現在で、指定管理者制度を導入している施設を所管する部局

5 監査対象部局（対象とした全部局のうち該当する部課等）

○ 市民環境部 市民生活課、人権推進課

○ 産業建設部 産業振興課

6 監査の方法

所管課に調査票及び関係書類の提出を求め、資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を行った。

7 監査の着眼点

(1) 指定管理者の選定は適切に行われているか。

(2) 協定書は適切に作成されているか。

(3) 施設の管理業務及び経理の状況等に関し正確に把握し、検討されているか。

8 監査の結果

(1) 指定管理の導入状況について

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。これにより、本市においても住民サービスの一層の向上を図るため平成17年10月に「小松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」並びに「小松島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」を制定し、平成18年4月から指定管理者による公の施設の管理運営を開始することとなった。

導入当初の平成18年度は7施設、その後平成21年度に1施設が開始され、平成27年9月末現在の指定管理者制度導入施設は、8施設となっている。

なお、施設ごとの導入状況は、以下のとおりである。

施設の名称	指定管理者	導入年度	指定期間	選定方法	利用料徴収	所管課
芝田多目的研修センター	芝生町協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	有	産業振興課
小松島市元根井漁村センター	小松島漁業協同組合	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	無	産業振興課
小松島市田野地区コミュニティ集会所	龍王会館運営協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	無	市民生活課
小松島市コミュニティ金磯会館	金磯町協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	有	市民生活課
小松島市榊地区コミュニティ集会所	榊町山口・萱原地区協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	無	市民生活課
小松島市田浦地区コミュニティ集会所	田浦町協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	無	市民生活課
コミュニティ交流センターみさき	コミュニティ交流センターみさき運営協議会	H18年度	H23.4.1～ H28.3.31 (5年間)	非公募	無	市民生活課
小松島市世代間交流健康センター	特定非営利活動法人グローバルネットワーク	H21年度	H27.4.1～ H30.3.31 (3年間)	非公募	無	人権推進課

※指定期間欄は、監査実施時点における指定期間を記載したものである。

(2) 指定管理者の指定手続き及び運用について

指定管理者の指定手続き及び運用については、地方自治法や条例、規則に定めるところにより行うこととなっているが、以下の項目について、適正に手続きや事務処理が行われているかを検証する。

①選定手続き

指定管理者の選定にあたっては、小松島市行財政改善推進会議で調査しており、指定管理を導入している8施設については、全て公募によらず候補者を選定している。

②指定期間

指定期間については、業務内容や運営状況を考慮して、8施設中7施設が5年間、1施設が3年間の設定となっている。

③協定の締結

8施設全ての施設において、指定を受けた団体と市長間で公の施設の管理に関する協定を締結している。

④事業報告

毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、市長に報告することが規定されているが、提出が確認できないものが2施設あり、報告内容についての必要な調査、検討が行われていないものも見られた。

(3) 監査結果

指定管理者に関する手続きについては、概ね適正に執行されていると認められるが、指定後のモニタリングが不十分であるなど課題も見られたことから、今後の事務の改善に向けての意見を述べることとする。

その内容については、次項のとおりである。

9 監査意見

今回の行政監査は、本市の指定管理者制度の現状を把握するとともに、本制度を有効に活用し、その効果が十分に発揮されるよう適切に運用されているかを目的として実施したものである。今後も指定管理者制度を導入する施設の検討や、また既に導入された施設における更新も控えている。

このような点を踏まえ、今後の指定管理制度の運用については以下の点に留意され、適切な事務の執行に一層努められたい。

(1) 指定管理者の選定は適切に行われているか。

指定管理者の選定に関し、公募によらず候補者を選定する場合においては、その公募に適さない理由を、「従前から管理委託していた」、「現状で問題なく運営されている」というような理由ではなく、条例のどの規定によるものかを精査して選定すべきである。

(2) 協定書は適切に作成されているか。

8施設全ての施設において、公の施設の管理に関する協定書を作成しているが、条例第8条第2項の規定により協定で定めることとされている事項について記載されていないなど、不備な点が見受けられた。

(3) 施設の管理業務及び経理の状況等に関し正確に把握し、検討されているか。

条例第11条の規定により、毎年度提出が義務づけられている事業報告書については、定められた内容を記載した事業報告書の提出が確認できないなど、所管課において履行確認が不十分な施設が見られた。指定管理施設の運営状況の把握と検証は、将来の安定的な運営に繋がるものであることから、毎年度実施すべきである。

以上のことから、指定管理者制度導入当初は、それぞれの施設の管理運営状況や事業の実施状況など、十分調査して行ってきたところであると思われるが、制度の導入から10年近くが経過し、同一事業者による更新のみという状況から検証が十分でなくなっていることが伺える。今後は、問題があった点については改善を行い、指定管理者制度の導入効果が十分に達成されるよう取り組まれたい。